

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と 期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
国際連合開発 計画	スーダン共和国における「武装 解除・動員解除・社会復帰計画」 のための贈与に関する日本国政 府と国際連合開発計画との間の 交換公文	スーダン共和国における「武装 解除・動員解除・社会復帰計画」 の実施に必要な生産物及び役務の調達に必 要な資金の贈与	1,575,000千円 -----	H21.1.8 ハルツェ ムで (同日)	日本側 石井祐一在スーダ ン大使 国際連合開発計画側 アミ ーラ・ハク在スーダン事 務所代表	H21.1.22 14号
国際連合児童 基金	アフガニスタン・イスラム共和 国におけるための贈与に関する 日本国政府と国際連合児童基金 との間の交換公文	アフガニスタン・イスラム共和国におけるカブール市 教育施設建設計画の実施に必要な生産物及び役務の購 入に必要な資金の贈与	2,183,000千円 -----	H21.1.22 カブール で (同日)	日本側 佐藤英夫在アフガ ニスタン大使 国際連合児童基金側 キヤ サリン・ムベング在アフ ガニスタン事務局代表	H21.2.4 35号
国際連合児童 基金	ジンバブエ共和国における小児 感染症予防計画のための贈与に 関する日本国政府と国際連合児 童基金との間の交換公文	ジンバブエ共和国における小児感染症予防計画を実施 するために必要な生産物及び役務の購入	221,000千円 -----	H21.1.23 ハラレで (同日)	日本側 森田幸一在ジンバ ブエ大使 国際連合児童基金側 ロー ラント・モナー在ジュ ネバブエ事務所代表代理	H21.2.5 41号
世界食糧計画	フィリピン共和国ミンダナオ島 の紛争被災者に対する食糧援助 計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	860,000千円 -----	H21.1.23 ローマで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリ ア大使 世界食糧計画側 シーラ・ シスル事務局次長	H21.2.5 43号
世界食糧計画	ボリビア共和国内の社会的弱者 に対する食糧援助に関する日本 国政府と世界食糧計画との間の 交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	450,000千円 -----	H21.1.23 ローマで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリ ア大使 世界食糧計画側 シーラ・ シスル事務局次長	H21.2.9 45号
世界食糧計画	ニカラグア共和国内の社会的弱 者に対する食糧援助に関する日 本国政府と世界食糧計画との間 の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	H21.1.23 ローマで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリ ア大使 世界食糧計画側 シーラ・ シスル事務局次長	H21.2.9 46号
国際連合食糧 農業機関	ミャンマー連邦における貧困農 民支援食糧農業機関との間の交 換公文	ミャンマー連邦における貧困農民への支援に力点をお いた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及 び役務の購入	200,000千円 -----	H21.1.23 ローマで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリ ア大使 国際連合食糧農業機関側 ホセ・ペリアス・スポンジ・ ビネス技術協力局長	H21.2.9 47号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)	
世界食糧計画	タジキスタン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	450,000千円 -----	H21.1.23 ローマで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリ ア大使 計画側 シーラ・ シスル事務局次長	H21.2.9 48号
世界食糧計画	エチオピア連邦民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	860,000千円 -----	H21.1.23 ローマで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリ ア大使 計画側 シーラ・ シスル事務局次長	H21.2.9 49号
国際移住機関	ケニア共和国における「平和と和解のためのジェンダー建設及び生計手段確立計画」の実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与	ケニア共和国における「平和と和解のためのジェンダー建設及び生計手段確立計画」の実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与	670,000千円 -----	H21.1.23 ナイロビ で (同日)	日本側 岩谷滋雄在ケニア 大使 国際移住機関側 アシユラ フ・エル・ノワール東部・ 中部アフリカ地域事務所 代表	H21.2.10 50号
国際連合開発計画	リベリア共和国における「小型武器対策及び地域社会開発促進計画」の実施に必要な資金の贈与	リベリア共和国における「小型武器対策及び地域社会開発促進計画」の実施に必要な資金の贈与	157,000千円 -----	H21.1.28 モンロビアで (同日)	日本側 片上慶一在リベリ ア大使 国際連合開発計画側 フミ ニク・サム在リベリア総 括事務所長	H21.2.10 54号
国際連合児童基金	パキスタン・イスラム共和国における「ボリオ撲滅計画」の実施するために必要な生産物及び役務の購入	パキスタン・イスラム共和国におけるボリオ撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	422,000千円 -----	H21.1.29 イスラマバードで (同日)	日本側 渥美千尋在パキス タン大使 国際連合児童基金側 マー タイイブン・モソゴワソソ ンジヤ在パキスタン事務所代表	H21.2.13 59号
国際連合児童基金	ルワンダ西部県におけるコミュニティニテイス参加を通じての子供のための環境整備計画のため	ルワンダ西部県におけるコミュニティニテイス参加を通じての子供のための環境整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	670,000千円 -----	H21.1.30 キガリで (同日)	日本側 岩谷滋雄在ルワン ダ大使 国際連合児童基金側 ジョ セフ・フアラソソ在ルワ ンダ事務所代表	H21.2.17 69号
国際連合児童基金	サパネス、カラ及びマリタイルム地域におけるコミュニティニテイス参加を通じての子供のための環境整備計画のため	サパネス、カラ及びマリタイルム地域におけるコミュニティニテイス参加を通じての子供のための環境整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	458,000千円 -----	H21.2.3 ロメで (同日)	日本側 岡村善文在トーゴ 大使 国際連合児童基金側 ウナ ・マソコイレ在トーゴ事 務所代表	H21.3.2 100号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
国際連合児童基金	シエラレオネ共和国における感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	シエラレオネ共和国における感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	266,000千円 -----	H21.2.11 フリート クンで (同日)	日本側 片上慶一在シエラレオネ大使館 国際連合児童基金側 ゲー ルト・カッペラエ在シ エラレオネ事務所代表	H21.2.27 92号
国際連合児童基金	ハイチ共和国における予防接種強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ハイチ共和国における予防接種強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	206,000千円 -----	H21.2.11 ボルトー フラン スで (同日)	日本側 大竹庄治在ハイチ臨時代理大使 国際連合児童基金側 アナ マリ・アラリニ在ハイ チ事務所代表	H21.3.2 97号
国際連合開発計画	「ブルンジ共和国における元戦闘員の社会復帰支援計画」の実施に必要となる日本国政府との間の交換公文	「ブルンジ共和国における元戦闘員の社会復帰支援計画」の実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与	223,000千円 -----	H21.2.19 ブジュン ブラで (同日)	日本側 岩谷滋雄在ブルンジ大使館 国際連合開発計画側 グ スタボ・コンサレス在ブル ンジ事務所代表	H21.3.10 116号
国際連合	コンゴ民主共和国及びチャド共和国における「中央部アフリカの諸国における地雷除去計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	コンゴ民主共和国及びチャド共和国における「中央部アフリカ諸国における地雷除去計画」を実施するために必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与	762,000千円 -----	H21.3.10 ニユー ークで (同日)	日本側 高須幸雄国際連合日本政府代表部大使 国際連合側 山崎純国際連合事務次長補兼財務官	H21.3.27 155号
国際連合パレスチナ難民救済事業機関	「ネイラフ・パレスチナ難民キャンプ整備計画」の贈与に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の交換公文	「ネイラフ・パレスチナ難民キャンプ整備計画」の実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与	389,000千円 -----	H21.3.15 アレップ で (同日)	日本側 國枝昌樹在シリア大使館 国際連合パレスチナ難民救済事業機関側 フアイッ グ・グラソン在シリア事務次長	H21.3.30 168号
国際連合開発計画	パレスチナ自治区における「信頼醸成のための排水構設計画」の実施に必要となる日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	パレスチナ自治区における「信頼醸成のための排水構設計画」の実施に必要な資金の贈与	566,000千円 -----	H21.3.16 ラマッ ラで (同日)	日本側 近藤哲史在シリア日本側 暫定自治政府日本国政府代表事務所長 国際連合開発計画側 ヤ ン・ス・トイパレスチナ人民支援プログラム特別代表	H21.3.30 169号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国・国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
国際連合開発計画	モザンビーク共和国における「コミュニティ参加を通じた村落環境整備計画」の実施するための贈与物及び役務の購入	モザンビーク共和国における「コミュニティ参加を通じた村落環境整備計画」を実施するために必要な生産物及び役務の購入	585,000千円	H21.3.18 マプトで (同日)	日本側 瀬川進在モザンビーク大使 国際連合開発計画側 ソンブラム・ソニクウエイ国際連合常駐調整官兼国際連合開発計画在モザンビーク事務所代表	H21.4.7 188号
国際連合	ザル地区生活環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	ザル地区生活環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	561,000千円	H21.6.24 ウランバートルで (同日)	日本側 城所卓雄在モンゴリア大使 国際連合人間居住計画アジア太平洋事務所長	H21.7.8 368号
世界食糧計画	アフガニスタン・イスラマ共和国の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	560,000千円	H21.7.14 ローマで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリヤ大使 世界食糧計画側 アミール・アフドラ事務局長	H21.8.4 406号
世界食糧計画	ベングラデシュ人民共和国の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	880,000千円	H21.7.14 ローマで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリヤ大使 世界食糧計画側 アミール・アフドラ事務局長	H21.8.4 407号
世界食糧計画	パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	270,000千円	H21.7.14 ローマで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリヤ大使 世界食糧計画側 アミール・アフドラ事務局長	H21.8.4 408号
世界食糧計画	ウガンダ共和国の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	530,000千円	H21.7.14 ローマで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリヤ大使 世界食糧計画側 アミール・アフドラ事務局長	H21.8.4 409号
世界食糧計画	エチオピア連邦民主共和国の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	740,000千円	H21.7.14 ローマで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリヤ大使 世界食糧計画側 アミール・アフドラ事務局長	H21.8.4 410号
世界食糧計画	チヤド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	340,000千円	H21.7.14 ローマで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリヤ大使 世界食糧計画側 アミール・アフドラ事務局長	H21.8.4 411号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年〇月〇日をH〇.〇.〇と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
世界食糧計画	レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	190,000千円 -----	H21.7.14 ローマで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリ ア大使 世界食糧計画側 アミール・アラブドラ事務局長	H21.8.4 412号
国際連合パレスチナ難民救済事業機関	パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	600,000千円 -----	H21.7.16 アンマンで (同日)	日本側 塩口哲朗在ヨルダ ン大使 国際連合パレスチナ難民救済事業機関側 カレン・アラサイド事務所長	H21.8.13 426号
国際連合児童基金	スーダン共和国における小児感染症予防計画を実施するため必要な生産物及び役務の購入	スーダン共和国における小児感染症予防計画を実施するため必要な生産物及び役務の購入	533,000千円 -----	H21.7.30 ハルツームで (同日)	日本側 石井祐一在スーダ ン大使 国際連合児童基金側 ペー・エンジェバツク代表	H21.8.13 425号
世界食糧計画	スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	660,000千円 -----	H21.8.2 ハルツームで (同日)	日本側 石井祐一在スーダ ン大使 世界食糧計画側 忍足謙朗在スーダン事務所代表	H21.8.17 439号
国際連合児童基金	インドにおけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	インドにおけるポリオ撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	250,000千円 -----	H21.8.5 ニューデリーで (同日)	日本側 堂道秀明在インド 大使 国際連合児童基金側 カリド・ソ・フルシヨフ在インド事務所代表	H21.8.17 438号
国際連合児童基金	パレスチナ人児童の感染症対策計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	パレスチナ人児童の感染症対策計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	121,000千円 -----	H21.8.11 ラマツラで (同日)	日本側 山本英昭対パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所長代行 国際連合児童基金側 ジー・コウフ在パレスチナ自治区特別代表	H21.8.21 447号
国際連合児童基金	ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	823,000千円 -----	H21.8.18 アブジャで (同日)	日本側 植澤利次在ナイジェリア大使 国際連合児童基金側 ス・オミ・サカイ在ナイジェリア事務所代表	H21.9.1 460号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (勤労日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
国際連合児童基金	コンゴ民主共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	コンゴ民主共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	281,000千円	H21.9.3 キンジャサで (同日)	日本側 北澤寛治在コンゴ民主共和国大使 国際連合児童基金側 ビエレット・ジュ・ライ在コンゴ民主共和国事務所代表	H21.9.16 480号
国際連合児童基金	アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	445,000千円	H21.11.8 カブールで (同日)	日本側 廣木重之在アフガニスタン大使 国際連合児童基金側 キヤフサリ・ムベング在アフガニスタン事務所代表	H21.11.19 537号
世界食糧計画	タジキスタン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	300,000千円	H21.11.20 ローブで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリア大使 世界食糧計画側 シーラ・シスル	H21.12.8 552号
世界食糧計画	ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	300,000千円	H21.11.20 ローブで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリア大使 世界食糧計画側 シーラ・シスル	H21.12.8 553号
国際連合児童基金	シエラレオネ共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	シエラレオネ共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	122,000千円	H21.12.2 フリート ウシで (同日)	日本側 片上慶一在シエラレオネ大使 国際連合児童基金側 ヲヒンボ・ムドクラー在シエラレオネ事務所代表	H21.12.17 574号
国際連合児童基金	パキスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	403,000千円	H21.12.9 イスラマ バードで (同日)	日本側 瀧美千尋在パキスタン大使 国際連合児童基金側 ヲーラ・イ・モクラン在パキスタン事務所代表	H22.1.5 11号
国際連合開発計画	パキスタン・イスラム共和国における「北西辺境州における平和構築及び経済復興を通じた持続可能な開発のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	パキスタン・イスラム共和国における「北西辺境州における平和構築及び経済復興を通じた持続可能な開発計画」の実施に必要な資金の贈与	1,134,000千円	H21.12.10 イスラマ バードで (同日)	日本側 瀧美千尋在パキスタン大使 国際連合開発計画側 田中敬裕在パキスタン事務所代表	H22.1.5 12号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。